特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
79	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上天草市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

上天草市長

公表日

令和7年11月17日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務						
②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。						
③システムの名称	ふるさと納税管理システム						
2. 特定個人情報ファイル。	名						
寄附金税額控除に係る申告特	例申請書						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表24の項・地方税法附則第7条第5項、第12項						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠							
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	経済振興部 観光おもてなし課						
②所属長の役職名	観光おもてなし課長						
6. 他の評価実施機関	6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 総務部 総務課						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒869-3692 上天草市大矢野町上1514番地 上天草市役所 経済振興部 観光おもてなし課						
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した						
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年10月10日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年10月10日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステムを	通じた提供を除く。)]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
	国人情報の漏えい・滅 負リスクへの対策は十	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人	手を介在させる作業				I]人手を介在させる作業はない
	りミスが発生するリスク 策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	住基ネット照会からマイナンバーを取得しておらず、申請者からマイナンバーの提供を受けている。その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。提出書類と申請書記載の個人番号に目視で確認を行い、複数人によるダブルチェックも徹底することにより、人為的ミスを防いでいる。以上の点から、人為的ミスの発生リスクを軽減しているとことから、対策は「十分である」と判断した。					

9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項	目評価又は重点項目評価を実	施する	
[8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 2 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	・作業に使用する書類は全てキャビネットに施錠し管理している。 ・システムのネットワークはLGWAN系ネットワークとは非接続である。 ・関係する職員は、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに関する研修を受講している。 以上の点から、対策については「十分である」と判断した。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	表第一の16	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表24の項 ・地方税法附則第7条第5項、第12項	事後	番号法別表の改廃による
令和7年10月10日	計数か	令和4年3月31日 時点	令和7年10月10日時点	事後	
令和7年10月10日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年3月31日 時点	令和7年10月10日時点	事後	
令和7年10月10日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業	_	新規追加	事後	
令和7年10月10日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	新規追加	事後	